

第8回 横浜市税制研究会 議事録

日 時 8月4日(月) 午後6時から8時まで

会 場 市庁舎2階応接室

出席者 <委員>青木宗明委員 金澤史男委員 柴由花委員 田谷聡委員
望月正光委員

<市側>阿部副市長 大場行政運営調整局長 徳江主税部長

<関係局>高橋環境創造局総合企画部長 鯉淵都市経営局担当部長 ほか

<事務局>行政運営調整局税制課

資 料

【資料1】横浜市税制研究会委員名簿

【資料2】第7回横浜市税制研究会議事録

【資料3】シンポジウム「横浜の豊かな緑を次世代につなげるために」(パンフレット)

【資料4】横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(素案)

【資料5】横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(素案)資料編

【資料6】新税の用途について

【資料7】市民税均等割超過課税を行う場合の個人・法人の税率設定について

【資料8】税率設定の考え方について

【資料9】税負担の軽減による施策誘導の具体的検討

【資料10】緑の保全・創造に関する施策誘導を目的とした税負担の軽減策と減収見込額

【資料11】市民の理解と参画に向けた市民組織の設置について

【資料12】緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告(たたき台案)

(座長) 本日は最終報告を取りまとめられればという回になり、必要な点が抜けていないか等色々な観点からご審議いただきたいと思う。

◇ 環境創造局から、資料4、5に基づき、横浜みどりアップ計画の基本的な枠組に基づいた新規・拡充すべき施策及び追加必要財源額について説明。(約20分)

◇ 説明に対する質疑応答及び討議(約10分)

- ・ 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(素案)の資料編4ページ及び5ページを見ると、市街化調整区域内の緑地保存と市街化区域内の緑地保存とがそれぞれ図面になっている。市街化調整区域の緑と市街化区域の緑とでは本市全体の緑被率へ大体どのくらい寄与しているのか、伺いたい。

→ まず、市街化調整区域は、大体市域の4分の1を占めている。市街化等調整区域は、市街化が3で調整区域が1という割合。緑の量については、市街化調整区域が約6,900ヘクタール、市街化区域で約6,600ヘクタールでほぼ同じ。施策の基本的な考え方として、市街化調整区域のまとまった緑を守ることと併せて、市街化区域に残されている斜面緑地、農地についても守るということを考えている。

- ・ 買い取りが柱になるということだが、なぜ買い取らなくてはいけないのかどのような説明となるのか。

→ 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(素案)12ページ以降に、緑の減少の原因課題ということで、平成19年度に実施した調整区域の農地、樹林地所有者にアンケートを行った結果を掲載している。樹林地を保有する上で課題と思うものは何かという間で、上位を占めたのが1つは日常の維持管理、もう1つは相続税及び将来の相続への対応となっている。やはり、樹林地はそれだけで利益を生むものではないので、相続時、特に相続税のお金が必要になる場合に、現金化しなければならないため樹林地を売ることになり、結果開発に繋がることになる。そのため、相続時の対応として、仲介や樹林地を買い取る施策が必要になるため、買い取りを柱にした。

- ・ 資料では対 20 年度予算増嵩分の一般財源は約 38 億円となっている。この増嵩額ニアリーイコール新税の使途になっているのか。
 - 中間整理でも示されているが、あくまで仮にという前提で、税率の単純な試算において 38 億円を使っているものである。今後、内部努力を含めて最終的にどの程度新税の使途として充てていくのかを決めていくことになる。
- ・ みどりアップ計画の必要財源として、年間約 120 億円が必要であるとする試算が示されたが、即、新たな負担につながるものではない。市民の納得が得られるよう、財源確保の全体像をわかりやすく示していく必要がある。
- ・ 行政改革もきちんと行わないといけない。行革努力について、一定の評価をしたうえで、きちんと市民の方に見ていただかないといけない。

(座長) 事業費総額を積み上げて全部負担を求めるというのはありえない。負担の限界、負担感の許容範囲もあると思うので、必要な事業費総額をにらみながら税の負担としての決め方がでてきたという説明になると思う。施策をしっかりと積み上げて市民の納得をうるということであり、報告書にもその事について反映してまいりたい。

◇ 事務局から、資料 6、7、8 に基づき、新税の使途、市民税均等割超過課税を行う場合の個人・法人の税率設定、税率設定の考え方について説明。(約 15 分)

◇ 説明に対する質疑応答及び討議 (約 10 分)

(座長) 1,000 円を仮定した場合の計算手法も記載する予定でいるので、どちらのイメージが強いかが一つ。もう一つは、本研究会としては具体的な目安あるいは計算のやり方をお示しして、後は市で決めてくださいと報告することになると思うが、いかがか。

- ・ 税が成立した場合には、その後の運営及び施策については、おそらく 5 年ごとに見直しが入り、毎年度市民会議等で市民が参加してチェックが入るの

で、当研究会では5年間を見ればよいと思う。

- 一つは、策定されている「水と緑の計画」で、緑被率31%を維持する、もしくは増やすという話が大きな想定としてあり、今日示していただいた施策と見積もった所要額が確保されれば計画の基礎はできる、最低限の施策の体系という点から最低限の額だということを説明しなければいけないと思う。もう一つは、考えられていることをこれだけの規模で行うという前提があって、その成果はどのくらいかという数字、見積もりがあると良いのではないか。どこかの時点で説明を求められるのではないか。
- 最終報告の構成として、環境創造局から施策の提案があり、それに係るものとして新税を検討していただきたいと委員会に諮問され、検討を行ったと参考文調にしている。説明についてはどこにいられていただけか。

→ まず、1番の大きな柱は緑の保全。5か年で、緑の保全制度が地権者にあまり知られていない点を積極的にPRしていきたい。そのうえで、本市独自のメインとなる施策として、地権者の方と契約という形で成立させたいと思っており、5か年で調整区域は約7割、市街化区域ですと約5割程度の事業量を達成したい。維持管理の方では、市民の方に少しやっけていただいている部分以外は、手つかずの土地も残っており、市民緑地の部分または新たに指定拡大した部分については、維持管理を行いたい。これは、この5か年で相当な効果が及ぼされると考えている。

→ 用地を取得する部分については、指定した面積に対して、約3%程度、相続等の発生があって買い取りしないと開発にいつてしまうのではないかと想定している。試算すると、大体5か年で150ヘクタールは買い取りをすることになると考えている。その効果としては、指定拡大が進むとともに、色々な施策を5か年で拡げていくことが重要であると考えている。

◇ 事務局から、資料9、資料10に基づき、税負担の軽減による施策誘導の具体的検討、緑の保全・創造に関する施策誘導を目的とした税負担の軽減策と減収見込額について説明。(約15分)

◇ 説明に対する質疑応答及び討議(約5分)

- 緑の保全については、市街化区域の方が圧倒的に固定資産税等の減収見込

額が多く、1.3 億円というのが特徴。緑の条例を上回る緑化の部分については、対象の面積が変わらなくても住居系に比べ非住居系、つまり企業・事務所などの敷地の固定資産税の減免が大きくなることが想定されるが、どうか。

→ 固定資産税の税負担は、住宅用地の特例に基づき、住宅用の敷地は非住宅用の敷地の6分の1又は3分の1に軽減されている。そのため、結果的に同じ面積であれば非住居系の減免額は住居系に比較し大きくなることが見込まれる。

(座長) 報告書では、透明性の低い減税よりも補助金等でやるべきという税財政の理屈を記載した上で、軽減を行うということでまとめてまいりたい。

◇ 環境創造局から、資料 11 に基づき、「市民の理解と参画」の具体策について説明。(約 10 分)

(市民の理解と参画に向けた市民組織の設置について)

○ 目的

- ・ 透明性の高い施策の執行
- ・ 施策への市民意見の反映
- ・ 緑の保全・創造への市民理解の促進

○ 活動内容

- ・ 基金充当事業の評価・検証(関連事業も参考に議論)
- ・ 基金充当事業の次年度計画への意見
- ・ 基金運用状況の検証(収支、積立状況)
- ・ みどりアップ計画の中長期的推進計画の達成状況
- ・ 施策の点検・見直し
- ・ 市民協働型事業についての評価・検証・意見
- ・ 市民参画に向けた方策検討等
- ・ 課税自主権活用の前提として求められる事項の検証

○ 区・地域の特性を反映した事業の展開

緑環境の状況は立地特性等は全市一律ではなく、それぞれの区や地域ごとに特徴がある。そのため、市民生活に身近な緑に対する要請に応じていくためには、実施計画の策定に際して、区・地域レベルにおける区役所・市民・企業等の参画・協働による取組が必要である。

◇ 説明に対する質疑応答及び討議（約 10 分）

- 目的のところは三つで、活動内容が八つになっているが、この対応関係を説明するときうまく整理できるようにした方がよい。透明性の高い施策の執行ということだが、施策の執行の責任は行政にあるので、市民目線からの行政評価みたいなものを使った方がよいと思う。
- 5の（2）で「事業の展開」というと、行政が責任を持ち実行するというイメージがある。市民組織自身が事業を展開するわけではないので、「特性を活かした事業を展開するための意見の集約」等と書いた方がよいのではないかと。
- 事業としてちゃんとやっているかウォッチングし、意見を言うだけの組織なので、費用的な面ではそれほどかかるとは思えない。意見を上に上げていく組織なので、区や地域レベル程度の組織づくりを検討していただければと思う。
- 例えば、港北区に住んでいる人は金沢の森は分からない。港北区に住んでいる人は港北の森を見て、行政がうまくいっているかモニタリング・ウォッチングする組織があればより意見が反映され、市民の理解と参画に向けた市民組織が機能するのではないかと。
- どういう NPO の、どういう緑を守る事業に支援したら良いかという審査を行う、意見を出してもらうことも行うのはどうか。
- 区、市政の協力には、協力者という形で市民に理解と参画をしていただき、市民組織を反映した形で市民の意見を伺ってこそ、基金管理ができる組織になりうるのではないかと。

(座長) 区ごとにサブ、区別部会のようなものがあつた方がよいなど、皆さんの提案を含め、最終報告において反映してまいりたい。

◇ 事務局から、資料 12 に基づき、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告（たたき台案）について読み上げ。（約 20 分）

（座長）「はじめに」は、今までどういうことをやってきたかが書いてあるが、1 のところでは、課税自主権、つまり新税を提案する前提として、施策と行革をしっかりとやっていないのであれば提案しないということを明確にしている。

さらに、2 では、（1）施策の重要性の検証、（2）財政状況の説明、行政改革努力の検証をそれぞれ行い、新税を提案するに足りると判断はしたが、今後の推移、詳細については、市民の参加等により検証し続けていくことが必要であると明確に記載している。

それ以降は、中間報告でとりまとめていただいた部分と大きな差はない。

今後、今日いただいたご意見を取り入れながら、文章を整理していくということになる。また、市民の参加、理解と参画というところでは、本日、ご審議いただいた内容を踏まえて報告書に反映してまいりたい。

「おわりに」については、施策と行政改革、経費の節約及びそれに係る説明については、今後も継続的に行うことを強く要望すること。さらに、まとめとして、この報告書を読んでいただき、ぜひ市民の方にも参加していただきたいといったことに触れてまいりたいと考えている。

なお、詳細部分や文書整理については、本日の議論等を踏まえ、報告書案を作成し事務局を通して皆様にもご確認いただいたうえ、最終的には私の方でとりまとめさせていただく形で進めてまいりたい。よろしく申し上げます。

◇ 閉会。